

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年7月25日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催
場所

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル4階
「サフィア」

目次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名選任の件	
事業報告	45
連結計算書類	67
計算書類	70
監査報告書	74

議決権行使期限

2025年7月24日（木曜日）午後6時まで



(証券コード 7623)

2025年7月8日

(電子提供措置の開始日 2025年7月3日)

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
株 式 会 社 サ ン オ ー タ ス
代 表 取 締 役 社 長 北 野 俊

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sunautas.co.jp/ir/convocation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンオータス」又は「コード」に当社証券コード「7623」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル4階「サフィア」

3. 目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第74期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第74期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません。（ただし、お身体の不自由な株主様の介助の方はご入場いただけます）

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
本定時株主総会におきましては、**お土産の配布を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。

◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集通知への記載にかえて、インターネット上の電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://sunautas.co.jp>) においてお知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本議案は、太田興産株式会社による当社の普通株式に対する公開買付けの結果を受け、2025年8月20日を効力発生日として、当社株式について322,282株を1株に併合する旨の当社株式の併合を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

#### 1. 株式併合を行う理由

当社が2025年3月10日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社の主要株主かつ筆頭株主である太田興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、本不応募合意株式（注1）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化することを目的とする、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年3月11日から2025年4月22日までを公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。なお、当社の代表取締役社長である北野俊氏（以下「北野俊氏」といいます。）は、本取引後も継続して当社の代表取締役社長として経営にあたることを予定しているとのことです。

（注1）「本不応募合意株式」とは、北野俊氏（所有株式数：122,200株、所有割合（注3）：3.78%）、北野俊氏の配偶者かつ公開買付者の代表取締役である北野淳子氏（所有株式数：279,230株、所有割合：8.65%。以下「北野淳子氏」といいます。）及び北野淳子氏の母である太田寿美子氏（所有株式数：160,409株、所有割合：4.97%。以下「太田寿美子氏」といい、北野俊氏、北野淳子氏及び太田寿美子氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）それぞれが所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：561,839株、所有割合の合計：17.40%）をいいます。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注3）「所有割合」とは、当社が2025年3月10日に公表した「2025年4月期 第3四半期決算短信

〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年1月31日現在の当社の発行済株式総数（3,230,500株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（665株）を控除した株式数（3,229,835株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

当社が2025年4月23日に公表した「太田興産株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日である2025年4月28日付で、当社株式2,368,782株（所有割合：73.34%）を所有するに至りました。

当社は、2024年12月12日に、公開買付者から本取引の目的及び意義、想定するスケジュール等並びに本公開買付け及び当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を通じた当社株式の非公開化を提案する旨を記載した法的拘束力を有しない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）が提出されたことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。

当社は、2024年12月12日開催の当社取締役会決議により、当社の独立社外取締役であり弁護士として法律に関する高い見識を有する高橋理一郎氏、同じく当社の独立社外取締役であり自動車業界での長年にわたる経験、企業経営及び営業戦略における高い知見を有する藤田和由氏、同じく当社の独立社外取締役であり警察官としての長年の経験に裏付けられた高い倫理観と社会性を有する小嶋郁夫氏及び同じく当社の独立社外取締役であり金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有する北村俊和氏の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、（i）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、（ii）本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含みます。）、（iii）本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、（iv）上記を踏まえ本取引（当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこ

と及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。)の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました(以下では(i)乃至(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)

また、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、2024年12月19日に、本取引と同種の取引である、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)を含む非公開化を想定した公開買付け事例に関する公表内容等を踏まえ、独立性及び専門性・実績等を検討の上、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人R & G横浜法律事務所(以下「R & G横浜法律事務所」といいます。なお、R & G横浜法律事務所は当社の法律顧問契約締結先ですが、当社から多額の金銭その他の財産を得ておりません。)を、また、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみそうパートナーズ株式会社(以下「みそうパートナーズ」といいます。)を、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任いたしました。そして、当社は、本取引の公正性を担保するため、R & G横浜法律事務所による本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意点等についての助言を踏まえ、直ちに、公開買付者及び本不応募合意株主から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

当社は、上記取締役会及び2024年12月19日開催の当社取締役会において、本特別委員会の設置にあたり、当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする、及び本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引の実施を承認しない(本公開買付けに賛同しないことを含みます。)ものとするを決議す

るとともに、本特別委員会に対し、公開買付者との間で取引条件等についての交渉（当社役職員やファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）を行うこと、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）すること（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることもできます。）、本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、当社にて作成したスタンドアローン（当社事業が単独で自律していることを前提にしてシナジー価値等のプレミアムを加算しない事業計画）を前提とした2025年4月期から2028年4月期までの4期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容及び作成の前提に係る情報を含め、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、その他本取引に関する検討及び判断に際して必要であると本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議いたしました。

また、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年12月19日、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみそうパートナーズ並びに当社のリーガル・アドバイザーであるR & G横浜法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けました。

さらに、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者及び本不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、本取引に係る検討、交渉及び判断（当社の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。）は、全て公開買付者及び本不応募合意株主から独立した者が担当する

こととした上で、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に関して公開買付者の検討、交渉及び判断に参加若しくは補助する者は関与せず、公開買付者及び本不応募合意株主からの独立性が認められる取締役1名（久米健夫氏）、総務部長及び経理部長の合計3名のみで構成するものとしており、2024年12月19日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

かかる体制の下で、当社は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者から受けた本公開買付価格の提案内容を適時に本特別委員会に共有し、当社の少数株主の利益に配慮する観点から、当社としての交渉方針に係る本特別委員会からの意見を受け、また、みそうパートナーズから当社株式の株式価値の算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、R & G横浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての法的助言を受け、これらを踏まえ、以下のとおり、公開買付者との間で、2025年3月7日まで複数回にわたる協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2025年1月14日及び同年2月7日に本特別委員会を通じて公開買付者に対する質問事項書を送付するとともに、同年2月13日に本特別委員会を通じて公開買付者に対するインタビューを実施し、本取引の背景（本取引に係る提案を上記の時期に行うに至った背景を含みます。）、経緯、非公開化の必要性、目的及び効果、本取引後の経営方針、本取引のスキーム等について、確認を行いました。

また、本公開買付価格については、当社は、2025年2月4日、公開買付者より、本公開買付価格を680円（提案日の前営業日である2025年2月3日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値556円に対して22.30%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値541円（円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して25.69%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値530円に対して28.30%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値530円に対して28.30%のプレミアムを加えた価格とのことです。）とする旨の初回の価格提案書を受領しました。

これに対し、当社は、みそうパートナーズによる当社株式の株式価値の試算結果や近年の

スクイーズアウトを前提とした公開買付け事例におけるプレミアム割合の水準と乖離があること等を踏まえると必ずしも十分な水準にあるとはいえず、可能な限り当社の株主の皆様の利益に配慮する観点から、当該提案価格で応諾するのではなくより高い買付価格を要請することが適切である旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2025年2月7日、当社は、公開買付者に対し、当該提案価格は、当社の足元の市場株価に対して一定のプレミアムを含むものであるものの必ずしも十分な水準にあるとはいえず、当社の株主の皆様にとってより納得感のある価格条件が肝要であるとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、当社は、2025年2月12日、公開買付者より、本公開買付価格を740円（提案日の前営業日である2025年2月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値569円に対して30.05%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値548円に対して35.04%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値533円に対して38.84%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値534円に対して38.58%のプレミアムを加えた価格とのことです。）とする2回目の価格提案書を受領しました。

これに対し、当社は、みそうパートナーズによる当社株式の株式価値の試算結果や近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付け事例におけるプレミアム割合の水準となお乖離があること等を踏まえると必ずしも十分な水準にあるとはいえず、可能な限り当社の株主の皆様の利益に配慮する観点から、当該提案価格で応諾するのではなくより高い買付価格を要請することが適切である旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2025年2月13日、公開買付者に対し、当該提案価格は、当社の足元の市場株価に対して一定のプレミアムを含むものであるものの依然として十分な水準に達しているとはいえず、当社の株主の皆様にとってより納得感のある価格条件が肝要であるとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後、当社は、2025年2月18日、公開買付者より、本公開買付価格を780円（提案日の前営業日である2025年2月17日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値572円に対して36.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値555円に対して40.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値536円に対して45.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値535円に対して45.79%のプレミアムを加えた価格とのことです。）とする3回目の価格提案書を受領しました。

これに対し、当社は、2025年2月21日、公開買付者に対し、当該提案価格は、当社の足元の市場株価に対して一定のプレミアムを含むものであるものの、近時の同種取引事例のプ

レミアム水準と比較して十分であるとはいえず、長期保有者を含めた少数株主の利益、及び当社にて作成したスタンドアローン（当社事業が単独で自律していることを前提にしてシナジー価値等のプレミアムを加算しない事業計画）を前提とした本事業計画を踏まえた当社株式の本源的価値が十分に考慮された水準とはいえないとの本特別委員会の意見等を踏まえ、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、当社は、2025年2月27日、公開買付者より、本公開買付価格を810円（提案日の前営業日である2025年2月26日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値583円に対して38.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値565円に対して43.36%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値541円に対して49.72%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値538円に対して50.56%のプレミアムを加えた価格とのことです。）とする4回目の価格提案書を受領しました。これに対し、当社は、2025年2月28日、公開買付者に対し、当該提案価格は本事業計画を踏まえた当社株式の本源的価値を一定程度考慮した水準であるものの、近似の同種取引事例のプレミアム水準と比較して必ずしも十分であるとはいえず、長期保有者を含めた当社の少数株主にとってより納得感のある価格を提案いただきたいとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、当社は、2025年3月4日、公開買付者より、本公開買付価格を830円（提案日の前営業日である2025年3月3日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値609円に対して36.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値576円に対して44.10%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値546円に対して52.01%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値538円に対して54.28%のプレミアムを加えた価格とのことです。）とする5回目の価格提案書を受領しました。

これに対し、当社は、2025年3月5日、公開買付者に対し、当該提案価格は本事業計画を踏まえた当社株式の本源的価値を相当程度考慮した水準であるものの、近似の同種取引事例のプレミアム水準と比較して十分であると言えない面もあると認識しており、様々な意見を持つ当社の株主がいると想定されるとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後、当社は、2025年3月6日、公開買付者より、当該公開買付価格は公開買付者として提案可能な最大限の価格であり、かつ、最終提案として、本公開買付価格を835円（提案日の前営業日である2025年3月5日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値607円に対して37.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値584円に対

して42.98%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値549円に対して52.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値539円に対して54.92%のプレミアムを加えた価格とのことです。)とする6回目の価格提案書を受領しました。

これに対し、当社は、2025年3月7日、公開買付者に対し、本公開買付価格に係る公開買付者との交渉の経緯等を踏まえれば、公開買付者からの当該提案を内諾することには合理性がある旨の本特別委員会による意見等を踏まえ、最終的な意思決定は2025年3月10日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を835円とすることに内諾する旨を連絡いたしました。

さらに、当社は、リーガル・アドバイザーであるR & G横浜法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年3月7日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるR & G横浜法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるみそうパートナーズから2025年3月7日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて当社株式を非公開化することが当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。すなわち、当社は、(i) エネルギー事業、(ii) カービジネス事業、(iii) ライフサポート事業及び(iv) 不動産関連事業の4部門で事業活動を展開しながら中長期ビジョンとして脱炭素社会への取り組みと地域・観光Ma a Sの推進を通してエネルギーとモビリティに関して世の中に必要とされる企業を目指しております。

もっとも、当社を取り巻く事業環境については、当社としてもウクライナ・中東情勢の長期化や為替相場の円安によるエネルギー価格、原材料価格、配送コスト等の高騰等により、

先行きの不透明な状況が続くと予想していることに加えて、世界的な脱炭素社会の実現に向けた電気・水素等の化石燃料を代替するエネルギーの普及、少子高齢化の進展による国内人口の減少や若者の嗜好の変化に伴う自動車離れの影響を受けて自動車関連産業の需要は減少傾向にあり、中長期的にも厳しい事業環境が継続することを予想しております。このような当社を取り巻く事業環境のもとでは、当社が今後も更なる成長を達成するためには、従来のエネルギー事業、カービジネス事業等にとどまらず、新たなビジネスモデルの構築を目指し、中長期的な視点で経営戦略を立案し、それに基づく抜本的な改革施策を機動的に実践することが必要不可欠であると認識しております。

このような中で、当社は、公開買付者から、本取引の協議・交渉の過程において、(i) モビリティサービス企業への変革に向けた積極的な開発投資、(ii) 脱炭素社会における優位性を確保すべく総合エネルギー供給拠点の強化、(iii) 更なる企業の成長に向けた事業ポートフォリオの再構築といった具体的な施策を企図している旨の説明を受け、これを慎重に検討した結果、当社としても、これらの施策は、厳しい事業環境に適切に対応していくために当社として積極的に推進していくべきものであり、ひいては当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えております。

この点、上記の各施策は、中長期的に見れば当社の企業価値向上が期待されるものの即時に当社の業績に貢献できるものではなく、その実現に向けて相当の期間を要することが想定されるほか、当社の限られた人的資源を新たな事業分野に投入することはもちろん、既存事業に関しても抜本的な改革等には各種の先行投資が発生することから、一時的に利益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には当社の業績や財務状況に悪影響を与えるリスクがあり、資本市場から十分な評価が得られず、当社の株主の皆様に対して、当社株式の市場株価の下落といった不利益を与えるおそれが懸念され、当社株式の上場を維持したまま各施策を実施することは難しいと考えております。一方で、本取引により当社株式を非公開化することで、長期的な視点で公開買付者からの提案にあるような各施策の実行に取り組むことが可能となると考えており、本取引の実行は当社の企業価値向上の観点からもメリットがあると考えております。

また、当社は東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の一つとして流通株式時価総額10億円以上を継続的に維持することが求められている中、2024年4月30日時点における流通株式時価総額が9.6億円であり、当該基準への不適合により上場廃止に至るおそれ

があると認識していること、近年の資本市場に対する規制強化により金融商品取引法や東京証券取引所規則等の各種適用法令に基づく継続的な情報開示に要する費用や監査費用等の上場維持コストが増加しており、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担となっていることは否定できない一方で、金融機関より当座貸越枠等を確保し、効率的な運転資金の調達を行ってきた当社の実績を踏まえると、当社の事業活動に必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入によって確保することが可能であると考えており、かつ、近時の低金利環境においては間接金融が調達手段として優れていると考えられることから、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、取引先を含む外部からの一定の信用力やネームバリューは既に確立されていると考えていること等から、当社としても上場維持のメリットは相対的に減少していると認識しております。

そのため、本取引を行うことによって、当社の株主の皆様合理的な価格での投下資本回収の機会を提供することで、当社の株主の皆様が上場維持基準への不適合に伴う上場廃止による不利益を被ることを回避しつつ当社株式の売却機会を提供することが、当社の少数株主の皆様にとっても合理的な選択であると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社としても、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の不利益を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化し、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えております。そして、上記の各施策を効率的に実施するためには、当社の事業内容及び事業環境を熟知している当社の代表取締役社長である北野俊氏及び北野淳子氏、両氏の長男である北野航氏及び両氏の次男である北野隼氏の4名が株主である公開買付者によって当社株式を非公開化し、今後も北野俊氏が当社の経営と支配の双方を実質的に担うことには合理性があり、また、上記各施策は当社が2022年5月に公表した新中期経営計画（2022年5月～2025年4月）『トータルカーサービスからモビリティサービス企業へ～胎動から成長へ～』（以下「当社中期経営計画」といいます。）をベースにしたものであることからこれまでの経営との継続性、一体性が重要であり、この時機に経営体制を変更することは当社にとってデメリットとなると考えられることから、引き続き現経営陣によって各施策に取り組んでいくことにも合理性があると判断いたしました。

なお、当社としまでも上記のとおり、当社はエネルギー事業、カービジネス事業、ライ

フサポート事業及び不動産事業を営む上で各々の事業で相応の事業基盤を確保し、多角的な経営を行っておりますので、当社のこの特色を最大限に活かし、抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速に実践していくためには特定の事業会社との資本提携はかえって弊害となる可能性が否定できないと考えており、他の事業会社と資本提携を行うことは検討しておりません。

また、当社株式の非公開化により、当社株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、当社株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減され、より一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えております。なお、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられますが、当社としては、金融機関との間で長期的な取引により良好な関係を築けており、また、当社における設備投資等の資金需要を満たすために必要な資金について、間接金融を通じて資金調達を行うことが可能であると想定されるため、上記のとおりエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面想定していないこと、また、長年にわたる実績や取引先との関係を通じて当社の知名度や社会的信用力は既に確立できていると考えていることから、当社株式の上場廃止による特段のデメリットは想定しておりません。

さらに、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭及び当該額の相当性に関する事項」に記載の点等を踏まえると、本公開買付価格（835円）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、本公開買付価格は、当社の2025年1月31日現在の簿価純資産である3,567,673千円（百の位を四捨五入しております。）を、自己株式控除後の発行済株式総数（3,229,835株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である1,105円（本公開買付価格は当該金額との比較で24.43%のディスカウント）を下回っているものの、仮に当社が清算する場

合においても簿価純資産額が即時にそのまま換価されるわけではないこと、当社のサービスステーション閉鎖に伴いガソリンスタンドにおける地下タンク等を撤去して原状に回復するためには相当な費用等が必要になると見込まれること、企業の清算に伴い従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定されます。なお、当社においては、清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っておりません。また、純資産額は、当社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えております。

以上より、当社は、2025年3月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。上記取締役会における決議の方法につきましては、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、本不応募合意株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は公開買付者からの要請を受け、2025年6月18日開催の取締役会において、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするために、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、本株式併合に係る議案を本定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合にあたり、公開買付者は、本不応募合意株主との間で、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の指示に従い、当社株式についての消費貸借契約を締結し、本不応募合意株主の所有する当社株式の全てを無償で借り受ける（その他の条件は未定とのことです。）ことを予定しているとのことです。また、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない

端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 本定時株主総会基準日 | 2025年4月30日（水）     |
| ② 取締役会決議日    | 2025年6月18日（水）     |
| ③ 本定時株主総会開催日 | 2025年7月25日（金）     |
| ④ 整理銘柄指定日    | 2025年7月25日（金）（予定） |
| ⑤ 当社株式の売買最終日 | 2025年8月15日（金）（予定） |
| ⑥ 当社株式の上場廃止日 | 2025年8月18日（月）（予定） |
| ⑦ 株式併合の効力発生日 | 2025年8月20日（水）（予定） |

### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式322,282株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数 3,222,815株

（注）当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、2025年8月19日付で、当社の自己株式7,675株（2025年4月30日時点で当社が所有する自己株式675株に、当社が今後自己株式として無償取得する予定の当社取締役3名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）7,000株を加えた株式数）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数 3,222,825株

（注）当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、2025年8月19日付で、当社の自己株式7,675株（2025年4月30日時点で当社が所有する自己株式675株に、当社が今後自己株式として無償取得する予定の本譲渡制限付株式7,000株を加えた株式数）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発

行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数 10株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 40株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2025年8月18日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年8月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である835円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

太田興産株式会社（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三井住友銀行及び株式会社横浜銀行からの借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者が2025年3月11日に提出した公開買付届出書及び同書に添付された本銀行融資に関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、これらの資金から賄うことを予定しており、当該支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

#### (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年8月下旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年10月下旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年11月上旬から12月上旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付けの成立後における本スクイズアウト手続として行われるものであるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「（３）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② １株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「２．株式併合の要旨」の「（２）株式併合の内容」の「⑦ １株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「（a）会社法第235条第１項又は同条第２項において準用する同法第234条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2025年８月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である835円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に交付することを予定しております。

当社は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格（835円）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

（a）本公開買付価格が、下記「（３）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみそうパートナーズによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、また、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、割引率の中央値を用いた算定結果を上回る価格であることが認められ、合理的な水準にあると評価できる。

（b）本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年３月７日の東京

証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値615円に対して35.77%、2025年3月7日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値587円に対して42.25%、直近3ヶ月間の終値単純平均値551円に対して51.54%、直近6ヶ月間の終値単純平均値540円に対して54.63%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、他社の類似取引事例におけるプレミアム割合の中央値（注）と比較すると、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準においては、直近の株価上昇の一時的影響により下回るものの、具体的な上昇要因について当社では把握しておらず、直近の株価動向は必ずしも当社の企業価値を適切に反映したものではないと判断しているため、直近の株価との関係で他社の類似取引事例におけるプレミアムを下回ったことをもって不合理であると評価しておらず、他方で、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において上回ることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、他社の類似取引事例との比較において同等の水準であると認めることに不合理な点はないことから、相応のプレミアムが付されていると評価できる。

（注）経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2025年1月31日までの間に公表され成立した非公開化を目的としたマネジメント・バイアウト（MBO）事例71件における、公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順に42.53%、45.52%、46.08%、49.41%です。

（c）下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、当社の少数株主の利益への配慮がなされていると認められる。

（d）本公開買付価格は、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格である。

（e）本特別委員会が、当社から適時に交渉状況の報告を受け、当社の交渉方針に関して意見、指示、要請等を行うこと等により、取引条件に係る交渉過程に実質的に関与した上で、下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は妥当なものであると考えられる旨の意見が示されている。

なお、当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議した後、本定時株主総会の招集を決議した2025年6月18日開催の取締役会における決議時点に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(a) 本公開買付けの成立

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年3月11日から2025年4月22日までを公開買付け期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年4月28日付で、当社株式2,368,782株（所有割合：73.34%）を所有するに至りました。

(b) 期末配当の不実施

当社は、2025年3月10日付「2025年4月期 配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、2025年4月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(c) 自己株式の消却

当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、2025年8月19日付で当社の自己株式7,675株（2025年4月30日時点で当社が所有する自己株式675株及び当社が今後自己株式として無償取得する予定の本譲渡制限付株式7,000株）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は3,222,825株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社の株主を公開買付者

及び本不応募合意株主のみとするため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は、東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2025年7月25日から2025年8月17日まで整理銘柄に指定された後、2025年8月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

## ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

## ③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、2025年3月7日付で、本特別委員会より、本取引（本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨を内容とする本答申書を取得しております。

### (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付けの成立後における本スクイズアウト手続として行われるものであるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) の買付予定数の下限は設定していないとのことですが、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避

するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様への利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみそうパートナーズに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年3月7日付で本株式価値算定書を取得いたしました。

みそうパートナーズは、公開買付者、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るみそうパートナーズの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2024年12月19日開催の第1回の会議において、みそうパートナーズの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

みそうパートナーズは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。一方で、複数事業を営む当社との収益性や財務状況の類似性における制約に鑑み比較可能な上場類似会社が存在しないことから類似会社比較法は採用しておらず、また、当社が継続企業としてその事業を継続していく

ことを企図していることから純資産法は採用しておりません。なお、当社は、本「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、当社の少数株主の利益に配慮がなされていると考えていることから、みそうパートナーズから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

みそうパートナーズによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法       ： 540円から615円

D C F 法           ： 642円から940円

場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2025年3月7日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値615円、直近1ヶ月間の終値単純平均値587円、直近3ヶ月間の終値単純平均値551円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値540円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を540円から615円までと算定しております。

D C F 法では、本事業計画における財務予測、当社の2025年4月期第3四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年4月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を642円から940円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、3.80%～4.08%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率を0.40%～0.60%としております。

そうパートナーズがD C F 法の算定の前提とした当社作成の本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。

具体的には2026年4月期において、サービスステーション店舗数の拡大による一過性の設備投資の発生に伴いフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおり、2027年4月期は前期に発生した一過性の設備投資が発生しないことに伴いフリー・キャッシュ・フローの

大幅な増加を見込んでおります。なお、2025年4月期（3ヶ月間）の財務予測は、2025年4月期の通期売上計画17,650百万円、通期営業利益計画328百万円から2025年4月期第3四半期の累計実績を控除して算出してしております。2025年4月期（3ヶ月間）の財務予測は、2025年1月の当社の足元の業績状況等を踏まえて残り3ヶ月間の業績見込みを積み上げたものですが、当社が2024年6月17日に公表した「2024年4月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」における2025年4月期の業績予想値との乖離は軽微基準の範囲内であるため、2025年4月期に関する業績予想の修正は行いません。その結果、当社第3四半期決算短信に記載の2025年4月期の通期業績予想（売上高19,500百万円、営業利益350百万円）と差異が生じております。これは、2025年4月期に計画していたサービスステーションの店舗数の拡大が2026年4月期にずれ込む見通しとなったため、当該店舗数の拡大の影響を2026年4月期に反映していることが要因となります。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておりません。

（単位：百万円）

|               | 2025年<br>4月期<br>(3ヶ月) | 2026年<br>4月期 | 2027年<br>4月期 | 2028年<br>4月期 |
|---------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高           | 4,194                 | 17,034       | 17,211       | 17,607       |
| 営業利益          | 38                    | 366          | 391          | 447          |
| E B I T D A   | 194                   | 937          | 959          | 1,012        |
| フリー・キャッシュ・フロー | 132                   | 140          | 263          | 283          |

みそうパートナーズは、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみそうパートナーズに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合

理的に作成され、当社の経営陣がその内容を精査した上でみそうパートナーズによる価値算定において使用することを了承したことを前提としております。

また、当社及び連結子会社３社（以下「当社グループ」といいます。）の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みそうパートナーズの算定は、2025年３月７日までの上記情報を反映したものです。

また、本特別委員会は、本事業計画が、公開買付者から独立した者（下記の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者の株主若しくは役職員を兼務する者又はこれらの者と親族関係にある者を関与させないこととしております。）により作成されていることについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の本事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

## ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてR & G横浜法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

R & G横浜法律事務所は、公開買付者、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るR & G横浜法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2024年12月19日開催の第１回の会議において、R & G横浜法律事務所の独立性に問題がないこと等を確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

## ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、2024年12月12日付で公開買付者から本取引の検討を開始したい旨の申入れを受け、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、

当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2024年12月12日開催の当社取締役会決議により、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立した、当社の独立社外取締役であり弁護士として法律に関する高い見識を有する高橋理一郎氏、同じく当社の独立社外取締役であり自動車業界での長年にわたる経験、企業経営及び営業戦略における高い知見を有する藤田和由氏、同じく当社の独立社外取締役であり警察官としての長年の経験に裏付けられた高い倫理観と社会性を有する小嶋郁夫氏及び同じく当社の独立社外取締役であり金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有する北村俊和氏の4名によって構成される本特別委員会を設置しました。

当社は、当初から上記4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、北村俊和氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、本諮問事項、すなわち（i）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、（ii）本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含みます。）、（iii）本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）（iv）上記を踏まえ本取引（当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しております。

併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、（a）本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を当社の社

内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) 必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとしております。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、さらに（c）答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。

上記（b）の権限付与を受けて、本特別委員会は、2024年12月19日に開催された第1回の会議において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてR & G横浜法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみそうパートナーズを、それぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2024年12月19日から2025年3月7日までに、会議を合計12回開催したほか、会議外においても電子メール等を通じて、情報交換や情報収集、意見表明等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる当社の本事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

また、公開買付者から、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について具体的な説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみそうパートナーズから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるR & G横浜法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について適宜助言を受けております。そして、本特別委員会は、当社から、当社と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につ

き適時に報告を受けた上で、当社に対して計5回にわたり、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従って公開買付者と交渉を行ったことにより、公開買付者との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、以上の経緯のもと、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2025年3月7日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

(i) 当社が置かれている事業環境、業績等の推移及び経営課題に照らし、本取引により当社株式を非公開化することは当社の企業価値の向上に資するという判断には合理性が認められるので、本取引の目的に合理性が認められると判断する。

(ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が認められる。

(iii) 本公開買付けにおいては、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 諮問事項(i)乃至(iii)について問題があるとは考えられないことから、本取引(当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。)の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する。

(b) 答申理由

(i) 本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。)

以下の点等を総合的に考慮すると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的に合理性が認められると考える。

・当社によれば、当社グループを取り巻く石油製品販売業界における経営環境は、ウクライナ・中東情勢の長期化や為替相場の円安によるエネルギー価格、原材料価格、配送コスト等の高騰等により、先行きの不透明な状況が続くと予想しているとのことである。加えて、世界的な脱炭素社会の実現に向けた電気・水素等の化石燃料を代替するエネルギーの普及、少子高齢化の進展による国内人口の減少や若者の嗜好の変化に伴う自動車離れの影響を受けて自動車関連産業の需要は減少傾向にあり、中長期的にも厳しい事業環境が継続することを予想しているとのことである。さらに、当社グループは、2022年5月に当社中期経営計画を開始しているが、同計画に基づく成長を達成できていない状況にあるということである。こ

これらの内容について、当社及び公開買付者に対するインタビューやその他の一般的な公開情報を踏まえると、特段不合理な点は認められない。

・公開買付者によれば、本取引後、当社において、①モビリティサービス企業への変革に向けた積極的な開発投資、②脱炭素社会における優位性を確保するべく総合エネルギー供給拠点の強化、③更なる企業の成長に向けた事業ポートフォリオの再構築といった具体的な施策を企図しているとのことであり、これらの各施策について、当社及び公開買付者に対するインタビュー等を踏まえて検討した結果、その説明内容に特段不合理な点は認められず、これらの施策が上記の経営課題の解決に資するものといえるため、当社グループの中長期的な企業価値の向上のために積極的に推進していくべき施策であるとの判断には合理性があると思料する。

・公開買付者によれば、かかる各施策を実施するためにはいずれも一定の初期投資や継続的な投資を要することとなり、短期的には当社の利益及びキャッシュ・フローの悪化が懸念される反面、期待する収益を十分生み出すまでに時間を要すると見込まれ、また、当社が上場企業である以上、投資家や株主から当社に対して短期的な業績に対するコミットメントが求められているところ、上記の各施策を実行する過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った場合には、資本市場から十分な評価が得られず、当社株式の株価が下落し、当社の少数株主に対して不利益を与える可能性もあるため、当社株式の上場を維持したままこれらの施策を実施することは困難であると考えたとのことである。

・公開買付者によれば、当社が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の一つとして流通株式時価総額10億円以上を継続的に維持することが求められている中、2024年4月30日時点における流通株式時価総額が9.6億円であり、当該基準への不適合により上場廃止に至るおそれがあると認識しているとのことである。

また、近年は金融商品取引法上の有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じたステークホルダーに対する追加的かつ継続的な情報開示のための対応事項が増加傾向にあり、上場企業として株式上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）その他の人的・経済的コストの負担も増加傾向にあること、及びこれらのコストが当社の経営推進上の大きな負担となる可能性も否定できないことから、当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えているとのことである。

・他方で、公開買付者によれば、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の実現性は当面見込まれず、一定の信用力やネームバリューは既に確立されていると考えていることから、上場維持のメリットは相対的に減少していると認識しているとのことであり、本取引を行うことによって当社の株主に合理的な価格での投下資本回収の機会を提供することで、当社の株主が上場維持基準への不適合に伴う上場廃止による不利益を被ることを回避しつつ、当社株式の売却機会を提供することが、当社の少数株主にとっても合理的な選択であるとの判断に至ったとのことである。

・当社によれば、当社としても、当社の株主に発生する可能性がある上記の不利益を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、当社株式を非公開化し、所有と経営を一致させた上で、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えているとのことであり、このような当社の認識は概ね公開買付者の上記認識とも一致しており、その説明内容についても特段不合理な点は認められない。

・その上で、非公開化の手法としてMBOが採用されている点については、上記の各施策を効率的に実施するために、当社の事業内容及び事業環境を熟知している当社の代表取締役社長である北野俊氏が株主であり、かつ、その妻である北野淳子氏が代表取締役を務める公開買付者によって当社株式を非公開化し、北野俊氏が当社の経営と支配の双方を実質的に担うことには一定の合理性が認められると思料する。

・本取引により当社株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、当社及び公開買付者に対するインタビュー等を通じて検討した結果、当社の取引先に対する影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制への影響、既存従業員への影響、今後の人材採用への影響等、いずれにおいても影響は限定的であり、本取引によって期待されるメリットを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められない。

（ii）本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）

以下の点等を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられる。

・本公開買付価格は、類似事案と比較して十分な水準のプレミアムが付されていることに加えて、みそうパートナーズによる算定結果のうち市場株価法の算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、また、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、割引率の中

央値を用いた算定結果を上回る価格であることが認められ、合理的な水準にあると評価できる。この点、みそうパートナーズから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による具体的な算定過程（採用した割引率や継続価値の算定方法等）について、株式価値の評価実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。

なお、DCF法の算定の基礎とされた本事業計画については、当社によれば、本取引を前提として策定されたものではなく、また、具体的な計画数値の設定過程において公開買付者及び本不応募合意株主による関与はないとのことであり、本事業計画の策定過程において公開買付者側からの不当な関与は認められず、その他当社の独立性に疑念を生じさせる事情は特段見当たらない。その上で、本特別委員会が最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認している。

- ・当社は、公開買付者の初回提案に対して、第三者算定機関であるみそうパートナーズによる当社株式の株式価値の試算結果や近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付け事例におけるプレミアム割合等を参考に、公開買付者の影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格の検討を重ね、本特別委員会の実質的関与のもと、みそうパートナーズを通じて複数回にわたり公開買付者との交渉を行った結果、本公開買付価格を835円とすることについて内諾するに至った経緯も総合すると、本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できる。

- ・本特別委員会は、上記のとおり、市場株価法及び当社が継続企業であるとの前提の下、当社の将来の収益性の状況（本源的価値）を算定に反映させるDCF法による算定結果を軸に公開買付価格の妥当性を検討することが適切であると考えているが、本公開買付価格は、当社の2025年1月31日現在の簿価純資産である3,567,673千円（百の位を四捨五入）を、自己株式控除後の発行済株式総数（3,229,835株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である1,105円（本公開買付価格は当該金額との比較で24.43%のディスカウント）を下回っているため補足的に検討すると、仮に当社が清算する場合において簿価純資産額が即時にそのまま換価されるわけではないこと、当社のサービスステーション閉鎖に伴いガソリンスタンドにおける地下タンク等を撤去して原状に回復するためには相当な費用等が必要になると見込まれること、企業の清算に伴い従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定されるので、1株当たり簿価

純資産額を株主が本来享受可能である合理的な最低限の価格であると推定することは現実的ではなく、本公開買付価格が上記1,105円を下回っていることをもって本公開買付価格の妥当性を否定する理由にはならない。

・本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限の設定は予定されていないが、経済産業省作成の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」においても、既に買収者の保有する買収対象会社の株式の割合が高い場合等においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。この点、本特別委員会としては、公開買付者は、当社株主3名との間で、所有割合にして合計17.40%となる当社株式について、各株主が本公開買付けに応募しない旨を合意するとのことであり、このような状況でマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する買付予定数の下限を設定した場合には、上記の懸念が相当程度当てはまると考えられること（かえって本公開買付けに応募した少数株主の利益を害する可能性があること）、他の公正性担保措置の実施状況にも照らせば本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと思料する。

・本スクイズアウト手続としては株式併合が予定されているところ、かかる株式併合が行われる場合には、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、公開買付者によれば、本スクイズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定とのことであり、本公開買付けに応募しなかった株主の地位が長期にわたって不安定なものとならないための配慮がうかがわれる。そして、これらの内容が公開買付届出書及び当社のプレスリリースにおいて開示される予定であることからすれば、株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保しているといえる。さらに、株式併合の結果生じた端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うこと

が予定されているとのことである。以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、当該スクイズアウト手続に係る条件には一定の合理性があると考えられる。

- ・本取引の対価は金銭であり、流動性が高く投資回収の方法として妥当な金銭とすることが少数株主の不利益となる理由はない。

- （Ⅲ）本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）

以下の点等を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・当社は、本取引の検討に当たり、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、本特別委員会の設置時期につき不合理な点は認められない。

また、2024年12月12日に開催された当社取締役会において本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役について、公開買付者、本不応募合意株主及び当社からの独立性を有することに加えて委員としての適格性を有することを確認した上で本特別委員会を設置することが決議されている。当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、①本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のアドバイザー等として承認した。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。

・当社は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関であるみそうパートナーズから本株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーであるR & G横浜法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、当社は、みそうパートナーズから、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においてはフェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されているところ、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するためにフェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えるべき事情までは認められず、これを取得しなくとも本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと料する。

・当社は、2024年12月12日付で公開買付者から本意向表明書を受領して以降、利益相反の疑義を回避する観点から、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び当社内部における検討過程において、公開買付者の株主若しくは役職員を兼務する者又はこれらの者と親族関係にある者を関与させないこととし、これらの者に該当しない取締役1名（久米健夫氏）、総務部長及び経理部長の合計3名からなる社内検討体制を構築した。本特別委員会としては当社における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認した。

・本特別委員会は、公開買付者との本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。

・当社の取締役7名のうち、代表取締役社長である北野俊氏は、公開買付者との間でその所有する当社株式122,200株について本公開買付けに応募しない旨の合意をするとのことであり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定している。この点、当社においては、利益相反の疑義を回避する観点から、北野俊氏は、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案に関する審議及び決議には参加しないとされているほか、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことである。以上のほか、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、公開買付者からの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

・公開買付者は、公開買付期間を、法定最短期間の20営業日より長期の30営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。また、公開買付者及び当社は、当社が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。

・本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景・目的等に関する情報、当社と公開買付者との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ開示が予定されており、当社の株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

（iv）上記を踏まえ本取引（当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか

諮問事項（i）乃至（iii）において検討した内容が諮問事項（iv）の考慮要素となるところ、上記のとおり諮問事項（i）乃至（iii）について特段問題があるとは考えられないことから、本取引（当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び当社の

株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。)の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する。よって、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、みそうパートナーズから取得した本株式価値算定書、R & G横浜法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年3月10日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役7名のうち北野俊氏を除く6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、当社の取締役のうち北野俊氏は公開買付者の株主であり、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者及び本不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討及び交渉を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2024年12月12日付で本意向表明書を受領して以降、利益相反の疑義を回避する観点から、当社と公開買付者との間の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び当社内部における検討過程において、公開買付者の株主若しくは役職員を兼務する者又はこれらの者と親族関係にある者を関与させないこととし、これらの者に該当しない取締役1名（久米健夫氏）、総務部長及び経理部長の合計3名からなる社内検討体制を構築いたしました。当社は、このような体制のもとで、みそうパートナーズがDCF法の算定の基礎とした本事業計画を策定し

ており、本事業計画の策定過程において、公開買付者及び本不応募合意株主と利害関係のある者による関与はありません。

以上の取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会における確認を受けております。

#### ⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法定最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

### 4. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社株式は2025年8月18日をもって上場廃止となる予定です。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、北野俊氏は、本取引後も継続して当社の代表取締役社長として経営にあたることを予定しているとのことです。

### 5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

2025年6月18日現在、公開買付者は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2024年7月25日付で開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配

株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本株式併合の決定を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じており、上記方針に適合しているものと判断しております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

#### (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025年3月7日付で、本特別委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

なお、本答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることから、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）および第8条（単元未満株主の権利制限）を削除し、第10条（株式取扱規程）を変更し、これら変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

(3) 第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴い、当社の株主は公開買付者1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定がその必要性を失うことから、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）を変更するものであります。

(4) 第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴い、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことから、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年8月20日に発生するものとします。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第7条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)<br/>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br/>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利<br/>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>40株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第8条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役があらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第43条（条文省略）</p> | <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、必要があるときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役があらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第10条～第11条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>第12条～第40条（現行どおり）</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                            | 当社における地位及び担当            | 取締役会への<br>出席状況 |
|------------|--------------------------------|-------------------------|----------------|
| 1          | <div>再任</div> きた の 北野 とし 俊     | 代表取締役社長兼執行役員<br>営業本部長   | 13回／14回        |
| 2          | <div>再任</div> く め 久米 たけ お 健夫   | 取締役兼執行役員<br>管理本部長       | 14回／14回        |
| 3          | <div>新任</div> こ どう 湖東 よし ゆき 良行 | 執行役員<br>経営企画室長、人財開発課責任者 | —              |

|   |              |               |               |
|---|--------------|---------------|---------------|
| 1 | きた の 北野 とし 俊 | (1967年9月13日生) | <div>再任</div> |
|---|--------------|---------------|---------------|

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|           |                         |           |                                |
|-----------|-------------------------|-----------|--------------------------------|
| 1990年 4 月 | (株)横浜銀行入行               | 2003年 7 月 | 当社常務取締役                        |
| 2001年 5 月 | (株)横浜銀行より出向<br>当社経営企画室長 | 2004年 7 月 | 当社代表取締役社長（現任）<br>カーライフサポート事業部長 |
| 2001年 7 月 | 当社取締役経営企画室長             | 2005年 2 月 | 当社カービジネス事業部長兼務                 |
| 2001年 10月 | (株)横浜銀行退社               | 2008年 6 月 | 当社営業本部長（現任）兼務                  |
| 2003年 1 月 | 当社取締役管理本部長              | 2023年 7 月 | 当社執行役員（現任）                     |

■ 取締役候補者とした理由

2004年7月の代表取締役社長就任以来、中長期的な視点での経営スタンス、新たな事業構想とともに迅速果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮してサンオータスグループの経営基盤強化ならびに企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者としてしました。

■ 所有する当社株式の数 122,200株

2

く め たけ お  
久 米 健 夫

(1963年2月19生)

再任

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|           |                       |           |                |
|-----------|-----------------------|-----------|----------------|
| 1986年 4 月 | (株)横浜銀行入行             | 2016年 7 月 | 当社執行役員総務部長     |
| 2015年 11月 | (株)横浜銀行より出向<br>当社総務部長 | 2017年 7 月 | 当社取締役管理本部長（現任） |
|           |                       | 2018年 6 月 | (株)横浜銀行退社      |
|           |                       | 2023年 7 月 | 当社執行役員（現任）     |

■ 取締役候補者とした理由

これまでの金融機関および当社管理本部長としての豊富な業務経験ならびに見識を有しており、総務および財務面などの経営管理強化に継続して注力できる人材として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

■ 所有する当社株式の数 1,000株

3

こ とう よし ゆき  
湖 東 良 行

(1969年6月17日生)

新任

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|           |                             |           |                  |
|-----------|-----------------------------|-----------|------------------|
| 1992年 4 月 | (株)横浜銀行入行                   | 2023年 3 月 | 当社人財開発課責任者兼務（現任） |
| 2022年 5 月 | (株)横浜銀行より出向<br>当社経営企画室長（現任） | 2023年 4 月 | (株)横浜銀行退社        |
|           |                             | 2023年 7 月 | 当社執行役員（現任）       |

■ 取締役候補者とした理由

長く金融機関で培った豊富な財務知識・経験および企業分析力を有しており、当社の各事業部門においても具体的な改善指導を行うなど、当社の中長期的な事業戦略を多角的に判断し実行できる人材として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

■ 所有する当社株式の数 0株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案が承認可決された場合の取締役会の構成および専門性、経験は以下のとおりです。  
(なお、以下の一覧表は各役員が有するすべての知見を表すものではありません。)

専門性と経験

| 氏 名    | 地 位               | 企業経営 | 営業戦略<br>マーケティング | 法務<br>コンプライアンス | 財務・会計 | 備 考 |
|--------|-------------------|------|-----------------|----------------|-------|-----|
| 北野 俊   | 代表取締役社長           | ●    | ●               |                | ●     |     |
| 久米 健夫  | 取締役               |      |                 | ●              | ●     |     |
| 湖東 良行  | 取締役               |      |                 | ●              | ●     |     |
| 高橋 理一郎 | 監査等委員である<br>社外取締役 | ●    |                 | ●              |       | 弁護士 |
| 藤田 和由  | 監査等委員である<br>社外取締役 | ●    | ●               |                |       |     |
| 小嶋 郁夫  | 監査等委員である<br>社外取締役 |      |                 | ●              |       |     |
| 北村 俊和  | 監査等委員である<br>社外取締役 | ●    |                 |                | ●     |     |

以 上

# 事業報告

(2024年5月1日から  
2025年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇の企業や家計への影響は継続して懸念されており、2025年1月～3月期の実質GDPは1年ぶりにマイナスとなり、景気の減速傾向が見られております。神奈川県の景気につきましてもインバウンド消費は好調を維持しておりますが、物価上昇の影響もあり、個人消費は緩やかなペースでの回復となっております。

当社グループ事業の環境につきましては、石油製品販売業界においては、原油価格(WTI原油)は、上期は1バレル70ドル台後半から80ドル台前半まで上昇しましたが、年度末にかけてトランプ関税の影響もあり50ドル台後半まで一旦下落したのち60ドル台前半で推移しております。円相場につきましては6月に一時161円台まで円安が進行しましたが、米国経済指標の悪化や金利引下げの実施を受け140円台前半で推移しました。原油価格が高止まりしていたことから、政府はガソリン価格高騰を抑える施策として元売事業者等を対象に、燃料油価格激変緩和対策事業を実施しておりましたが、補助金の段階的な引き下げが行われ、2025年5月に終了しました。その後燃料油価格定額引下げ措置が講じられ、10円の補助が継続されることとなりました。

自動車販売業界におきましては、半導体を始めとした部品不足の問題が解消に向かい、新車の生産体制は改善に向かっておりますが、外国メーカー車の新規登録台数は継続している円安や輸送コスト増加もあり、当連結会計年度は230,161台（前年同期比4.7%減）となりました。（出典：日本自動車輸入組合輸入車登録台数速報）

以上の結果、売上高は18,076百万円（前連結会計年度比8.7%増）、営業利益318百万円（前連結会計年度比29.0%増）、経常利益333百万円（前連結会計年度比25.5%増）を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は232百万円（前連結会計年度比10.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。なお、セグメント間の取引については、相殺消去前の数値によって表示しております。

## 【エネルギー事業】

(石油製品販売、カーケア商品販売、車検・整備)

サービスステーション (SS) につきましては集客イベント等を継続し、燃料油の販売量を確保していることに加え、前期に子会社化した販売会社の売上が通期で貢献し大幅な増収となっております。SS利用者増加を目指したENEOSアプリの会員数は110,000件まで増加し、洗車・コーティング・車検等の油外販売に繋げ、SSサービス拡充によるリピーター化を継続して進めております。損益につきましては、SSのリニューアル投資の償却負担の増加等販売費及び一般管理費の増加はありますが、売上の増加で吸収し、増収・増益となりました。エンジン洗浄機販売部門ではコロナ明けで本格化した全国での展示会出展を増やしており、物流費の上昇や2024年問題への対応策として、トラック整備分野での需要については継続して堅調に推移しております。

この結果、売上高は11,967百万円（前連結会計年度比13.1%増）となりました。また、セグメント利益は454百万円（前連結会計年度比12.8%増）となりました。

## 【カービジネス事業】

(プジョー、ジープの輸入車正規ディーラー、オリックスレンタカー、モビリティ事業)

レンタカーにつきましては、昨年からの自動車メーカーの認証不正問題やリコールによる代車需要が落ち着くも継続した営業活動により堅調に推移しております。また、国内観光やインバウンドの需要拡大により個人チャネル貸出しが増加し、法人需要もコロナ前まで回復、稼働率、貸出単価ともに向上し堅調に推移しております。今期は人気車種と商用車の供給が限られましたが、既存車の稼働率を上げ、各店舗のマーケット特性を生かした車両の適正配置により効率的な運営を強化することができました。

輸入車販売においては、メーカーによる新車の生産台数は回復しつつあるも、主力車種であるプジョー208や3008の新型車の国内導入の遅れや、EV車の販売減速により新車の販売は厳しい状況が続いております。一方、認定中古車販売の拡大、整備部門の強化により顧客接点は拡大したことにより業績は大幅に改善いたしました。

モビリティ事業では、観光周遊、地域活性化、脱炭素社会形成を目的とした移動手段（モビリティサービス）の構築を行政、自治体、関連団体と連携し継続しています。今期、神奈川県公募型プロポーザルの採択を受け、10月より神奈川県西地域における「脱炭素モビリ

ティを活用した周遊促進業務」をスタート、新たに小田原市を始め、南足柄市、松田町、真鶴町、及び株式会社REXEVと提携により、同エリアでSEA-Board（電動キックボードシェアリングサービス）を開始いたしました。今後も環境保全、観光振興に即したモビリティ事業を拠点数の拡張とともに積極的に展開してまいります。

この結果、売上高は5,521百万円（前連結会計年度比0.2%増）、セグメント利益は92百万円（前連結会計年度比51.6%増）となりました。

### 【ライフサポート事業】

（損害保険・生命保険募集業務）

当事業では、来店型保険ショップ「ほけんの窓口」を3店舗展開しておりましたが、2025年2月末日に1店舗を統合し2店舗体制としております。お客様に対し、より質の高い提案を実施できるように2店舗とし人員を集中することにより体制面での強化を図り、順調にスタートしております。また、当社グループ顧客等に対して継続して「サンオータスほけん」を展開し火災保険、自動車保険等の総合サービスの拡充を進めており、前年比で売上、損益面ともに改善につながっており、黒字化するまで回復しております。

この結果、売上高は178百万円（前連結会計年度比6.7%増）、セグメント利益は2百万円（前連結会計年度はセグメント損失6百万円）となりました。

### 【不動産関連事業】

（ビルメンテナンス業、不動産賃貸業）

不動産関連部門につきましては、老朽化により閉店した新吉田SSをモビリティサービス付き共同住宅に改築し2023年6月に竣工、今期はフルに増収増益に寄与しております。総合ビル・メンテナンス部門におきましては、既存顧客への提案型営業や新規案件の開拓を継続したことにより、前期比で増収・増益となりました。

この結果、売上高は514百万円（前連結会計年度比5.6%増）、セグメント利益は124百万円（前連結会計年度比5.1%増）となりました。

## 事業の部門別売上高

(単位：千円)

| 事業・商品別          | 金額         |
|-----------------|------------|
| 1. エネルギー事業      |            |
| 石油製品及びその他石油商品関連 | 11,621,388 |
| 車検・整備           | 321,044    |
| その他商品           | 25,109     |
| 計               | 11,967,542 |
| 2. カービジネス事業     |            |
| 新車売上            | 1,946,886  |
| 中古車・整備          | 2,355,605  |
| レンタカー           | 1,218,961  |
| 計               | 5,521,453  |
| 3. ライフサポート事業    |            |
| 保険部門            | 178,874    |
| 計               | 178,874    |
| 4. 不動産関連事業      |            |
| 不動産関連営業収入       | 514,374    |
| 計               | 514,374    |
| 合計              | 18,182,244 |

- (注) 1. 石油製品は、ガソリン・軽油・灯油の合計額となっております。  
2. 中古車・整備には、中古車売上とサービス売上が含まれております。  
3. 不動産関連営業収入には、不動産賃貸収入等が含まれております。

### (2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は688百万円であり、その主なものは、試乗車用車両の購入等によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当期においては、該当事項はございません。

## **(4) 対処すべき課題**

### **エネルギー事業**

#### **(1) 燃料油販売量の減少と代替エネルギーへの積極的な取り組み**

自動車の燃費性能の向上、EVの普及、若年層の自動車保有率の低下、都市部における交通機関の充実、およびカーシェアリングサービスの普及による自家用車の利用頻度低下等を背景にガソリン消費量は減少傾向にあります。

#### **(2) 外部環境への迅速な対応**

価格競争の激化、地下タンクの改修費用負担、原油価格や為替相場の変動による価格設定等の要因により収益性確保は厳しく、若年層の労働力減少による従業員の確保も困難な状況にあります。

#### **(3) 地域社会に必要とされるインフラの構築**

上記の要因により、全国的にSS事業所は減少してきており、給油の不便さ、灯油等の生活必需品の供給、地域の雇用、災害時の拠点機能等、地域住民の生活に大きく影響を与えます。

以上の課題に対して、洗車・車検・自動車整備、カーリース・カーシェア・モビリティサービスの提供、コンビニ・飲食店・コインランドリー等の併設など油外ビジネスの強化とエネルギー供給事業者としての多角化（電力小売・水素ステーション等）、および地域に密着した多様なサービスを提供する地域インフラとしての役割を拡大展開してまいります。

### **カービジネス事業**

#### **(1) 「モノ」から「コト」、「所有」から「利用」への消費志向の変化**

若年層を中心に自動車の所有そのものより移動手段としての利便性やカーシェアリングなどの「コト」としての利用に関心が高まっています。

#### **(2) ライドシェア・モビリティサービスとの競合・連携**

タクシー、シェアサイクル、レンタカーなど多様な交通手段を連携させるMaaSの進展は、レンタカー・モビリティ事業を自社のMaaSプラットフォームにどのように組み込んでいくかの必要性を提示しています。

以上の課題に対して、多様化する顧客ニーズに全方位に対応すべく、「所有」ニーズに対しては、熟練したメカニックの育成確保を通してサービス・アフターケア体制を強化し、「利用」ニーズに対しては、当社の拠点ネットワークを活用したサービスの提供を拡大してまいります。また、インバウンド需要への対応や、交通渋滞・交通不便等の地域社会問題への解

決対応にも注力してまいります。

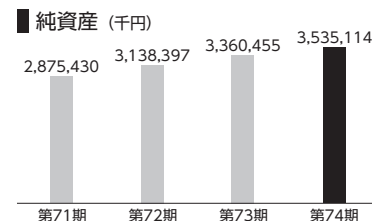
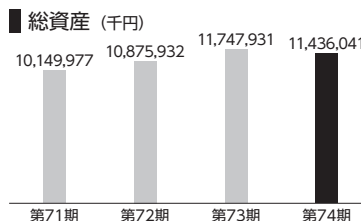
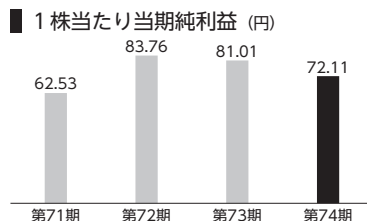
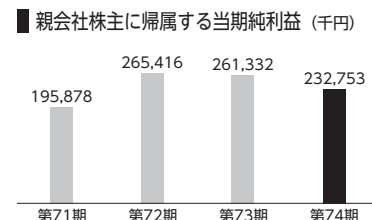
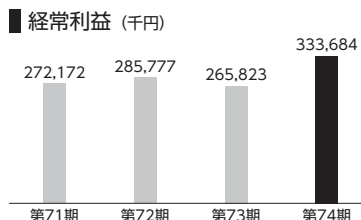
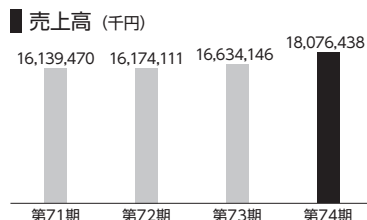
以上の他、ライフサポート事業では、顧客のライフプラン・ニーズに沿ったコンサルティング営業を更に強化し、不動産関連事業では、保有不動産の有効活用を検討していくとともに、不動産の流動化を視野に入れた資産効率を追求してまいります。

2026年には当社創業100周年を迎えるにあたり、顧客の創造を念頭に置いた「商売の原点に戻る～更に100年続く企業へ」をスローガンにした新中期経営計画（2025年5月～2028年4月）を策定し、従業員、顧客および地域社会に貢献する企業を目指してまいります。

## (5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 2021年度<br>第 71 期         | 2022年度<br>第 72 期         | 2023年度<br>第 73 期         | 2024年度<br>(当連結会計年度)<br>第 74 期 |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 売 上 高               | 16,139,470 <sup>千円</sup> | 16,174,111 <sup>千円</sup> | 16,634,146 <sup>千円</sup> | 18,076,438 <sup>千円</sup>      |
| 経 常 利 益             | 272,172 <sup>千円</sup>    | 285,777 <sup>千円</sup>    | 265,823 <sup>千円</sup>    | 333,684 <sup>千円</sup>         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 195,878 <sup>千円</sup>    | 265,416 <sup>千円</sup>    | 261,332 <sup>千円</sup>    | 232,753 <sup>千円</sup>         |
| 1 株当たり当期純利益         | 62.53 円                  | 83.76 <sup>円</sup>       | 81.01 <sup>円</sup>       | 72.11 円                       |
| 総 資 産               | 10,149,977 <sup>千円</sup> | 10,875,932 <sup>千円</sup> | 11,747,931 <sup>千円</sup> | 11,436,041 <sup>千円</sup>      |
| 純 資 産               | 2,875,430 <sup>千円</sup>  | 3,138,397 <sup>千円</sup>  | 3,360,455 <sup>千円</sup>  | 3,535,114 <sup>千円</sup>       |

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数にもとづき算出したものであります。  
なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

当社の親会社は太田興産株式会社であり、当社株式の73.34%を保有しております。親会社との取引については、当社本社事務所等の不動産賃借取引のみであります。

### ②重要な子会社の状況

(2025年4月30日現在)

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|-----------------|----------|---------|-------------------|
| (株)エース・ビルメンテナンス | 30,000千円 | 100.0%  | ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業 |
| 双 葉 石 油 (株)     | 15,300   | 100.0   | 石 油 製 品 の 販 売     |
| 若 葉 石 油 (株)     | 10,000   | 100.0   | 石 油 製 品 の 販 売     |

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、石油製品の小売・卸売販売、プジョーおよびジープブランドの輸入車販売を中心に、自動車の車検・整備、レンタカー、保険代理店業務、国産新車・中古車販売およびカーリース、ビルメンテナンス等の事業を営んでおります。

| 事 業 部 名           | 営 業 内 容        | 店 舗 数 | 備 考                           |
|-------------------|----------------|-------|-------------------------------|
| エ ネ ル ギ ー 事 業     |                |       |                               |
| エ ネ ル ギ ー 部       | 石油製品販売         | 18    | ENEOS株式会社特約店<br>キグナス石油株式会社特約店 |
| 双 葉 石 油 (株)       | 石油製品販売         | 2     | ENEOS株式会社特約店                  |
| 若 葉 石 油 (株)       | 石油製品販売         | 2     | ENEOS株式会社特約店                  |
| カーエンジニアリング部       | 車検・整備          | 1     | 民間車検工場                        |
| カ ー ビ ジ ネ ス 事 業   |                |       |                               |
| インポートカー部 (プジョー)   | 新車・中古車販売       | 3     | Stellantisジャパン株式会社特約店         |
| (ジープ)             | 新車・中古車販売       | 1     | Stellantisジャパン株式会社特約店         |
| レ ン タ カ ー 部       | レンタカー          | 9     | オリックス自動車株式会社FC店               |
| モ ビ リ テ ィ 事 業     |                |       |                               |
| モ ビ リ テ ィ 部       | 次世代モビリティサービス開発 | 2     |                               |
| ラ イ フ サ ポ ー ト 事 業 |                |       |                               |
| ラ イ フ サ ポ ー ト 部   | 保険代理店          | 2     | ほけんの窓口FC店                     |
| 不 動 産 関 連 事 業     |                |       |                               |
| (株)エース・ビルメンテナンス   | 総合ビルメンテナンス     | 1     | ビルメンテナンス・不動産賃貸業               |

(8) 主要な営業所

| 事 業 部                 | 住 所                |
|-----------------------|--------------------|
| 本 社                   | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| エ ネ ル ギ ー 事 業         |                    |
| エ ネ ル ギ ー 部           | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 双 葉 石 油 (株)           | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 若 葉 石 油 (株)           | 横浜市港南区日野南一丁目1番17号  |
| カ ー エ ン ジ ニ ア リ ン グ 部 | 横浜市港北区新羽町848       |
| カ ー ビ ジ ネ ス 事 業       |                    |
| イ ン ポ ー ト カ ー 部       | 横浜市青葉区荏田西五丁目18番10号 |
| レ ン タ カ ー 部           | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| モ ビ リ テ ィ 事 業         |                    |
| モ ビ リ テ ィ 部           | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| ラ イ フ サ ポ ー ト 事 業     |                    |
| ラ イ フ サ ポ ー ト 部       | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 不 動 産 関 連 事 業         |                    |
| (株)エース・ビルメンテナンス       | 横浜市鶴見区市場大和町2番23号   |

《営業店舗》

エネルギー事業

・エネルギー部

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 上 中 里SS   | 小 菅 ケ 谷SS | 南 本 宿SS   | 鶴 見SS   |
| 霧 が 丘 西SS | 左 近 山SS   | 新 横 浜 東SS | 松 風 台SS |
| 浅 間 町SS   | 港 南 中 央SS | 森 の 里SS   | 阿 久 和SS |
| N T 東SS   | 東名横浜IC南SS | 藤 沢 南SS   | 霧 が 丘SS |
| 久 地SS     | 王 禅 寺SS   |           |         |

・双葉石油株式会社

|       |            |
|-------|------------|
| 上 郷SS | 衣笠ニュータウンSS |
|-------|------------|

・若葉石油株式会社

|               |               |
|---------------|---------------|
| 日 野 イン タ ー SS | 狩 場 イン タ ー SS |
|---------------|---------------|

・カーエンジニアリング部

|                 |
|-----------------|
| 環 境 車 検 新 横 浜 店 |
|-----------------|

カービジネス事業

・インポートカー部

|                 |               |             |
|-----------------|---------------|-------------|
| プ ジ ョ ー 横 浜 青 葉 | プ ジ ョ ー 相 模 原 | プ ジ ョ ー 成 城 |
| ジ ー プ 横 浜 港 南   |               |             |

・レンタカー部（オリックスレンタカー）

|             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| 新 横 浜 駅 前 店 | 大 □ 店           | 横 浜 鶴 見 店 |
| 横 浜 西 □ 店   | 横 須 賀 中 央 駅 前 店 | 藤 沢 駅 前 店 |
| 新 丸 子 駅 前 店 | 横 浜 港 南 店       | 町 田 駅 前 店 |

モビリティ事業

・モビリティ部

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| F u j i s a w a S S T | T s u n a s h i m a S S T |
|-----------------------|---------------------------|

ライフサポート事業

・ライフサポート部（ほけんの窓口）

|              |             |
|--------------|-------------|
| LICOPA 鶴 見 店 | 二 俣 川 駅 前 店 |
|--------------|-------------|

不動産関連事業

・株式会社エース・ビルメンテナンス

|                 |
|-----------------|
| エース・ビルメンテナンス 本社 |
|-----------------|

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

| 事業別       | 従業員数 (名)  | 前期末比増減 (名) |
|-----------|-----------|------------|
| エネルギー事業   | 72 (54)   | 1 (5)      |
| カービジネス事業  | 92 (39)   | 3 (3)      |
| モビリティ事業   | 7 (3)     | 0 (0)      |
| ライフサポート事業 | 19 (0)    | 1 (0)      |
| 不動産関連事業   | 9 (22)    | 0 (△1)     |
| その他の部門    | 14 (6)    | △6 (0)     |
| 合計        | 213 (124) | △1 (7)     |

- (注) 1. 臨時従業員数は ( ) 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。  
2. 臨時従業員数には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数       | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------|--------|
| 194名 (90名) | 42.2歳 | 13.2年  |

- (注) 1. 臨時従業員数は ( ) 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。  
2. 臨時従業員数には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先          | 借入額         |
|--------------|-------------|
| 株式会社横浜銀行     | 3,406,391千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 888,000千円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 200,000千円   |
| 株式会社りそな銀行    | 235,892千円   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 103,645千円   |
| 株式会社みずほ銀行    | 76,420千円    |
| 株式会社神奈川銀行    | 191,765千円   |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 3,229,825株（自己株式 675株を除く）  
 (2) 株主数 850名  
 (3) 大株主

| 株主名                                                | 持株数     | 持株比率   |
|----------------------------------------------------|---------|--------|
| 太田興産株式会社                                           | 2,368千株 | 73.34% |
| 北野淳子                                               | 279千株   | 8.64%  |
| 太田寿美子                                              | 160千株   | 4.96%  |
| 北野俊                                                | 122千株   | 3.78%  |
| 楽天証券株式会社                                           | 34千株    | 1.05%  |
| 豊証証券株式会社                                           | 33千株    | 1.04%  |
| 本多容和                                               | 17千株    | 0.52%  |
| 阿部恒亮                                               | 16千株    | 0.49%  |
| みずほ証券株式会社                                          | 15千株    | 0.48%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 14千株    | 0.45%  |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式数を控除の上算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当期においては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に対し7,000株を交付しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

②当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

(2025年4月30日現在)

| 氏 名       | 地 位 及 び 担 当                          | 重 要 な 兼 職 の 状 況   |
|-----------|--------------------------------------|-------------------|
| 北 野 俊     | 代 表 取 締 役 社 長 兼 執 行 役 員<br>営 業 本 部 長 | —                 |
| 中 村 直     | 取 締 役 兼 執 行 役 員<br>モ ビ リ テ イ 部 長     | —                 |
| 久 米 健 夫   | 取 締 役 兼 執 行 役 員<br>管 理 本 部 長         | —                 |
| 高 橋 理 一 郎 | 取 監 査 締 等 委 員                        | R 鎌倉経営法律事務所 代表弁護士 |
| 藤 田 和 由   | 取 監 査 締 等 委 員                        | —                 |
| 小 嶋 郁 夫   | 取 監 査 締 等 委 員                        | —                 |
| 北 村 俊 和   | 取 監 査 締 等 委 員                        | —                 |

- (注) 1. 取締役高橋理一郎、藤田和由、小嶋郁夫および北村俊和の各氏は、社外取締役であります。なお、高橋理一郎、藤田和由、小嶋郁夫および北村俊和の各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 藤田和由、委員 高橋理一郎、委員 小嶋郁夫、委員 北村俊和
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置、当社の重要会議等（経営会議等）への出席等を通じて情報を収集、報告を行うほか、内部監査室より定期的ヒヤリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

##### 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位及び担当 |
|---------|------------|------|------------|
| 江 畑 敏 行 | 2024年7月25日 | 任期満了 | 監査役        |
| 小 嶋 郁 夫 | 2024年7月25日 | 任期満了 | 監査役        |
| 北 村 俊 和 | 2024年7月25日 | 任期満了 | 監査役        |

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分            | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |              |                  |                  | 対象となる<br>役員の員数 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------------|------------------|----------------|
|               |                       | 基本報酬                  | 業績連動<br>報酬   | 非金銭<br>報酬等       | 役員退職慰労<br>引当金繰入額 |                |
|               |                       |                       |              | 譲渡制限付株<br>式報酬    |                  |                |
| 取締役（監査等委員を除く） | 40,923千円<br>(1,300千円) | 35,084千円<br>(1,300千円) | 一千円<br>(一千円) | 3,962千円<br>(一千円) | 1,876千円<br>(一千円) | 5名<br>(2名)     |
| 取締役（監査等委員）    | 8,100千円<br>(8,100千円)  | 8,100千円<br>(8,100千円)  | 一千円<br>(一千円) | 一千円<br>(一千円)     | 一千円<br>(一千円)     | 4名<br>(4名)     |
| 監査役           | 2,412千円<br>(800千円)    | 2,300千円<br>(800千円)    | 一千円<br>(一千円) | 一千円<br>(一千円)     | 112千円<br>(一千円)   | 3名<br>(2名)     |

(注) 当社は、2024年7月25日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役江畑敏行、小嶋郁夫、北村俊和の各氏は任期満了により退任し、このうち小嶋郁夫、北村俊和の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。上記の対象役員数および総額には、同株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。また、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員である社外取締役に就任した2名については、各役員区分の在任期間に応じ、それぞれ役員区分毎の員数および支給額の項目に含めており、合計欄は延べ人数を記載しております。なお、当事業年度末の対象役員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名、監査等委員である取締役4名(社外取締役4名)であります。

### (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要につきましては、以下のとおりです。

#### ①基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬については、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」および中長期的にわたる株主との価値共有と中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」から構成します。「基本報酬」と「業績連動報酬」は月例により、「株式報酬」は毎年一定の時期に支給します。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、「基本報酬」のみで構成します。

#### ②取締役の報酬額の決定方針

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法については、2024年7月25日開催の取締役会において決議しております。

当社取締役の報酬について、「基本報酬」の額については、同業他社の報酬水準および昨今の経済情勢を勘案し、経営にかかわる責任に応じた報酬テーブルを作成し、適正な水準を確保することとします。

「業績連動報酬」の額については、前事業年度の期首に設定した各業績指標（連結収益・企業価値・資産効率等）の目標達成状況に応じて支給することとします。

「非金銭報酬」については、譲渡制限付株式報酬とし、経営に関わる責任に応じた基準額を設定し、譲渡制限期間を役員退任時に設定して交付いたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の月例報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」の比率は8：2となることを目安に構成します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、上記方針を踏まえた上で、取締役会決議により決定します。具体的決定にあたっては、報酬決定の公正性、透明性、客観性を担保する観点から、独立社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」にて審議し、その意見を尊重して取締役会において審議、決定するものとします。当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましても、「指名報酬委員会」で十分審議した結果に基づくものであり、「指名報酬委員会」は本方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

#### ③取締役の報酬等の株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2024年7月25日開催の定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。また、対象取締役に対する「株式報酬」としての譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名です。監査等委員である取締役の報酬額は、2024年7月25日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名です。

#### ④指名・報酬委員会の設置について

当社では、取締役の指名・報酬に係る評価、決定プロセスの透明性、客観性、公正性

を担保し、ガバナンス体制の強化、充実を図るため、2022年8月30日開催の取締役会にて、指名・報酬委員会の設置を決議し、設置しました。指名・報酬委員会は取締役会の決議によって選定された取締役で構成され、構成員は3名でその過半数が社外取締役であり、委員長はその構成員の社外取締役の中から選定するものとし、指名・報酬委員会の決議により決定します。次期以降の当社の取締役の報酬等の額は、株主総会の決議の範囲で、指名・報酬委員会にて審議し、その意見を尊重して取締役会において審議、決定するものとしします。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）高橋理一郎氏は、2022年1月にR鎌倉経営法律事務所を設立、同代表弁護士に就任、兼務しておりますが、同事務所と当社間には特別な関係はありません。社外取締役（監査等委員）藤田和由氏、社外取締役（監査等委員）小嶋郁夫氏ならびに社外取締役（監査等委員）北村俊和氏は、該当事項はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員）高橋理一郎氏は、当期に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験、法律に関する高度な専門的知識と広い見識をもとに独立した客観的立場から取締役会及び監査等委員会において適切に様々な意見、助言を行い、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

社外取締役（監査等委員）藤田和由氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、輸入自動車事業での豊富な経験や企業経営および営業戦略・マーケティングにおける高い知見から取締役会の意思決定について様々な意見、助言を行っており、また、監査等委員会委員長として当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

社外取締役（監査等委員）小嶋郁夫氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回（うち3回は社外監査役として出席）、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、警察官としての豊富な経験にもとづいた高い公共性から、適切な意見、助言を行っており、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を果たしております。

社外取締役（監査等委員）北村俊和氏は、当期に開催された取締役会14回のうち14回（うち3回は社外監査役として出席）、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、出身分野である金融機関における長年の経験や企業経営を通じて培った豊富な知識・知見から適切な意見、助言を行っており、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき報酬等の額                    | 27百万円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、重要事項を審議、決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ②取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
- ③取締役および使用人は、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等を遵守する。
- ④監査等委員は、取締役及び使用人の職務の執行について、執行状況を把握し、社内管理部門と連携して独立した立場から法令違反等の有無について、監査を実施する。
- ⑤「内部通報（ヘルプ・ホットライン）制度」については、社内窓口ならびに社外窓口、監査役窓口により当社グループ従業員等の法令違反行為等に関するあらゆる通報に対して適切な処理を行い、公益通報者保護体制の確立を図る。
- ⑥財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性および適正性を確保する。
- ⑦内部監査室において、コンプライアンス体制等の有効性および業務運営の適切性について監査を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は文書管理規程にもとづき、適正に保存・管理する。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に従い、適正に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、リスクカテゴリーごとの所管部署を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を明確化するとともに、監査等委員会と内部監査室が協力して部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①毎月1回開催する定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催する。
- ②取締役会のほか、毎月1回、取締役および各部門責任者等によって構成される経営会議を開催し、業績ほか主要事項の進捗を管理する。
- ③業務執行については、職務分掌・職務権限規程、その他社内諸規程を制定し、業務執行に関する責任、職務権限の明確化を図る。

**(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、経営計画にもとづいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確保するために関係会社管理規程を定め、これにもとづく統制を行う。また、グループ会社間の調整や重要な意思決定については、グループ会社各社と協議のうえ対応、重要性の高いものについては、当社取締役会への報告を義務付けている。

**(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、管理部門の構成員の中から監査等委員会の職務を補助する使用人を選任する。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は監査等委員会より監査業務に必要な事項の調査等を命ぜられた場合には、取締役およびその他の使用人の指示命令は受けないものとし独立性を確保する。また、当該使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と事前に協議し、同意を得たうえで決定する。

## **(8) 監査等委員会への報告に関する体制**

①取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役および使用人は、取締役会及び社内の重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査等委員会に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、リスク管理に関する重大な事項、重大な法令、定款への違反事項、その他コンプライアンスに関する重大な事項があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会へ報告する。

②子会社の取締役・監査役等および使用人等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等および監査役ならびに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査等委員会に報告する。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

## **(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度にもとづき、監査等委員会に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

## **(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について必要と認められる場合、その費用等の請求にもとづき、速やかに当該費用等を支払うこととする。

## **(11) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会または監査等委員は、代表取締役等ならびに監査法人とも定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について積極的に意見交換を行うほか、その他の取締役や使用人とも必要に応じて会合を持ち、監査環境の整備を図る。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する審査、決議を行い、取締役の職務執行状況を監督しているほか、経営会議を月1回開催し、経営体制や諸課題の検討、業績や主要事項の進捗管理を実施しております。

### ②コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款および社内諸規程等の遵守を徹底すること、社内での階層別コンプライアンス研修の実施などにより、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、リスク管理規程にもとづくリスク管理体制を構築しております。また、内部通報制度にもとづく内部通報窓口として、ヘルプホットライン社内窓口、社外窓口、監査等委員会窓口を設置し運用しております。また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の開催等により、財務報告の信頼性および適正性を確保しております。

### ③監査等委員の職務の執行について

監査等委員の監査体制については、取締役会へ出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、月1回監査等委員会を開催し、監査方針、監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、監査等委員会の補助機関である事務局より、経営会議等の重要な会議での議案、内容等について監査等委員会にて報告し、監査等委員との情報共有を図るなど、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部)              |                   | (負 債 の 部)                    |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,449,275</b>  | <b>流 動 負 債</b>               | <b>4,977,512</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 939,601           | 買 掛 金                        | 744,224           |
| 受取手形及び売掛金              | 997,723           | 短 期 借 入 金                    | 2,918,000         |
| 商 品                    | 1,229,945         | 1年内返済予定の長期借入金                | 398,072           |
| 貯 蔵 品                  | 3,621             | リ ー ス 債 務                    | 323,913           |
| 前 払 費 用                | 59,091            | 未 払 金                        | 79,626            |
| 未 収 入 金                | 67,606            | 未 払 費 用                      | 150,357           |
| そ の 他                  | 176,834           | 未 払 法 人 税 等                  | 22,925            |
| 貸 倒 引 当 金              | △25,148           | 未 払 消 費 税 等                  | 128,816           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,986,766</b>  | 前 受 金                        | 68,629            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,061,948</b>  | 賞 与 引 当 金                    | 96,719            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 1,173,291         | そ の 他                        | 46,229            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 452,851           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>2,923,414</b>  |
| 土 地                    | 4,668,586         | 長 期 借 入 金                    | 1,795,388         |
| リ ー ス 資 産              | 744,978           | リ ー ス 債 務                    | 519,413           |
| そ の 他                  | 22,240            | 繰 延 税 金 負 債                  | 45,946            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>15,822</b>     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 342,171           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 247               | そ の 他                        | 220,494           |
| そ の 他                  | 15,574            | <b>負 債 合 計</b>               | <b>7,900,927</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>908,995</b>    | (純 資 産 の 部)                  |                   |
| 投 資 有 価 証 券            | 92,817            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>3,514,435</b>  |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 9,395             | 資 本 金                        | 100,000           |
| 保 険 積 立 金              | 390,654           | 資 本 剰 余 金                    | 771,388           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 102,743           | 利 益 剰 余 金                    | 2,643,084         |
| 差 入 保 証 金              | 292,000           | 自 己 株 式                      | △37               |
| そ の 他                  | 30,779            | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>20,678</b>     |
| 貸 倒 引 当 金              | △9,395            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 20,678            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>11,436,041</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>3,535,114</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>11,436,041</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2024年 5 月 1 日から  
2025年 4 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 18,076,438 |
| 売上原価            | 13,815,213 |
| 売上総利益           | 4,261,225  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,942,964  |
| 営業利益            | 318,260    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 728        |
| 受取配当金           | 2,320      |
| 受取手数料           | 21,125     |
| 仕入割引            | 17,402     |
| 受取保険金           | 14,921     |
| 受助金の収           | 12,959     |
| その他             | 37,212     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 79,126     |
| その他             | 12,118     |
| 経常利益            | 333,684    |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除却損         | 1,637      |
| 減損損失            | 25,711     |
| 税金等調整前当期純利益     | 306,335    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 32,961     |
| 法人税等調整額         | 40,620     |
| 当期純利益           | 232,753    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 232,753    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2024年 5 月 1 日から  
2025年 4 月30日まで）

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |         |           |      |           |
|---------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                 | 100,000 | 767,729 | 2,471,565 | △332 | 3,338,962 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |           |      |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |         | △61,233   |      | △61,233   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |         | 232,753   |      | 232,753   |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         | 3,658   |           | 295  | 3,953     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |         |           |      |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 3,658   | 171,519   | 295  | 175,472   |
| 2025 年 4 月 30 日 残 高       | 100,000 | 771,388 | 2,643,084 | △37  | 3,514,435 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|---------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                 | 21,492                | 21,492        | 3,360,455 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |               | △61,233   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                       |               | 232,753   |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                       |               | 3,953     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △814                  | △814          | △814      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △814                  | △814          | 174,658   |
| 2025 年 4 月 30 日 残 高       | 20,678                | 20,678        | 3,535,114 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)          |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,878,167</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,723,295</b>  |
| 現金及び預金          | 590,227           | 買掛金             | 695,919           |
| 受取手形            | 2,398             | 短期借入金           | 2,808,000         |
| 売掛金             | 862,670           | 1年内返済予定の長期借入金   | 371,537           |
| 商品              | 1,205,765         | リース負債           | 319,618           |
| 貯蔵品             | 2,708             | 未払金             | 77,366            |
| 前払費用            | 57,707            | 未払法人税等          | 127,845           |
| 未収入金            | 60,268            | 未払消費税等          | 4,490             |
| その他の金           | 120,583           | 未払引当金           | 119,825           |
| 貸倒引当金           | △24,161           | 前受りの金           | 88,600            |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,743,318</b>  | 預金の金            | 68,629            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,779,113</b>  | その他の金           | 11,773            |
| 建物              | 1,095,053         | <b>固定負債</b>     | <b>2,744,481</b>  |
| 構築物             | 69,468            | 長期借入金           | 1,672,680         |
| 機械及び装置          | 127,006           | リース負債           | 515,402           |
| 車両運搬具           | 311,624           | 退職給付引当金         | 335,803           |
| 工具、器具及び備品       | 18,842            | 長期未払金           | 137,610           |
| 土地              | 4,419,690         | その他の金           | 82,984            |
| リース資産           | 737,427           | <b>負債合計</b>     | <b>7,467,776</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,434</b>     | (純資産の部)         |                   |
| ソフトウェア          | 247               | <b>株主資本</b>     | <b>3,137,193</b>  |
| その他の金           | 13,187            | 資本金             | 100,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>950,770</b>    | 資本剰余金           | 771,388           |
| 投資有価証券          | 68,236            | 資本準備金           | 462,500           |
| 関係会社株           | 119,306           | その他の資本剰余金       | 308,888           |
| 出資              | 3,221             | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,265,842</b>  |
| 破産更生債権          | 9,395             | 利益準備金           | 30,692            |
| 差入保証金           | 246,128           | その他の利益剰余金       | 2,235,149         |
| 繰延税金資産          | 99,887            | 別途積立金           | 1,430,040         |
| 保険積立金           | 387,708           | 繰越利益剰余金         | 805,109           |
| その他の金           | 26,280            | <b>自己株式</b>     | <b>△37</b>        |
| 貸倒引当金           | △9,395            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>16,515</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,621,485</b> | その他有価証券評価差額金    | 16,515            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>3,153,708</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,621,485</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年 5 月 1 日から  
2025年 4 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 15,632,987 |
| 売 上 原 価               | 11,920,316 |
| 売 上 総 利 益             | 3,712,670  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 3,509,436  |
| 営 業 利 益               | 203,233    |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 302        |
| 受 取 配 当 金             | 13,512     |
| 受 取 手 数 料             | 43,792     |
| 仕 入 割 引               | 13,863     |
| 受 取 保 険 金             | 14,921     |
| そ の 他                 | 49,151     |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 支 払 利 息               | 74,545     |
| そ の 他                 | 11,787     |
| 経 常 利 益               | 252,445    |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 除 却 損 失       | 1,637      |
| 減 損 損 失               | 25,711     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 225,095    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,490      |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 42,555     |
| 当 期 純 利 益             | 178,050    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年 5 月 1 日から  
2025年 4 月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 462,500   | 305,229  | 767,729 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |          |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |         |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |         |
| 自己株式の処分                 |         |           | 3,658    | 3,658   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |          |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | 3,658    | 3,658   |
| 2025年 4 月30日残高          | 100,000 | 462,500   | 308,888  | 771,388 |

|                         | 株 主 資 本   |           |               |           |      |           |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |           |               |           | 自己株式 | 株主資本合計    |
|                         | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金合計   |      |           |
|                         |           | 別途積立金     | 繰 越 利 益 剰 余 金 |           |      |           |
| 当 期 首 残 高               | 30,692    | 1,430,040 | 688,292       | 2,149,025 | △332 | 3,016,422 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |               |           |      |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           | △61,233       | △61,233   |      | △61,233   |
| 当 期 純 利 益               |           |           | 178,050       | 178,050   |      | 178,050   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           |               |           | 295  | 3,953     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |           |           |               |           |      |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —         | 116,816       | 116,816   | 295  | 120,770   |
| 2025年4月30日残高            | 30,692    | 1,430,040 | 805,109       | 2,265,842 | △37  | 3,137,193 |

(単位：千円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額<br>等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 16,251          | 16,251         | 3,032,674 |
| 事業年度中の変動額               |                 |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                 |                | △61,233   |
| 当 期 純 利 益               |                 |                | 178,050   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                 |                | 3,953     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 263             | 263            | 263       |
| 事業年度中の変動額合計             | 263             | 263            | 121,034   |
| 2025年4月30日残高            | 16,515          | 16,515         | 3,153,708 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社サンオータス  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 浅 山 英 夫  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 阿久津 大輔

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンオータスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンオータス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年6月18日開催の取締役会において、2025年7月25日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び一連の手続きを経て、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社サンオータス  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 浅 山 英 夫  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 阿久津 大輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンオータスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年6月18日開催の取締役会において、2025年7月25日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び一連の手続きを経て、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月27日

|       |            |        |
|-------|------------|--------|
|       | 株式会社サンオータス | 監査等委員会 |
| 監査等委員 | 藤田和由       | ㊞      |
| 監査等委員 | 高橋理一郎      | ㊞      |
| 監査等委員 | 小嶋郁夫       | ㊞      |
| 監査等委員 | 北村俊和       | ㊞      |

(注) 上記監査等委員全員とも、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

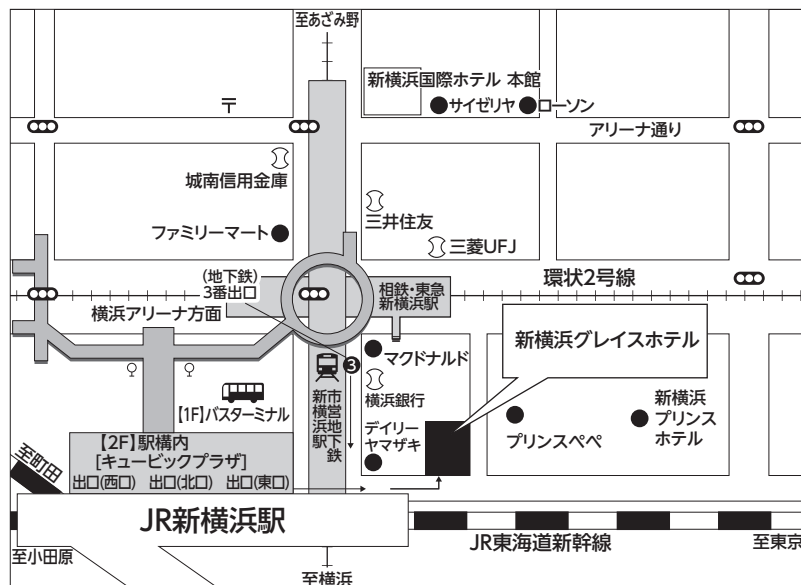
以 上

## 株主総会会場ご案内図

新横浜グレイスホテル 4階 「サフィア」

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

電話045-474-5111 (代表)



### 交通のご案内

JR東海道新幹線新横浜駅東口、西口より

徒歩 1 分

JR横浜線新横浜駅北口より

徒歩 1 分

市営地下鉄ブルーライン・東急新横浜線・相鉄新横

浜線新横浜駅3番出口より徒歩 1 分

本定時株主総会におきましては、**お土産の配布を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。